国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令 和 ５ 年 １ 月 ２ ４ 日
総合政策局運輸審議会審理室

「南海電気鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請事案」に関する答申について

運輸審議会は、標記事案について認可することが適当である旨、本日、国土交通大臣に対して答申しました。

令和４年１０月３１日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、認可することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（事案の内容、答申結果等は別紙のとおりです）。

審議における配付資料及び議事概要は以下のＵＲＬで公表します。
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

〇運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第８条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

［運輸審議会における審議に関する問合せ先］
総合政策局運輸審議会審理室　宮田、廣井
直通：03-5253-8810

［旅客運賃の上限変更の認可申請に関する問合せ先］
鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室　尾崎、石垣
（代表）03-5253-8111（内線 40652、40634）、（直通）03-5253-8543

別紙

申請者	南海電気鉄道株式会社
事案の種類	鉄道事業における旅客運賃の上限設定の認可
事案の内容 （概要）	○改定率　１０．０％ 普通旅客運賃　　９．０％ 定期旅客運賃　１１．４％ （通勤：１２．３％、通学：４．５％） ○初乗り運賃 ３キロまで：１６０円→１８０円
運輸審議会答申	認可することが適当

国 運 審 第 ６ ２ 号
令和５年１月２４日

国土交通大臣　　斉藤　鉄夫　殿

運輸審議会会長　　堀川　義弘

答　　申　　書

南海電気鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限変更の認可申請について

令４第４００５号

令和４年１０月３１日付け国鉄事第４１４号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主　　文

南海電気鉄道株式会社からの申請に係る鉄道の旅客運賃の変更については、別紙に掲げる額を上限として認可することが適当である。

理　　由

１．申請者は、平成７年９月１日から、消費税に係る運賃改定を除いて２７年余にわたり、現行運賃を実施しているものである。同年をピークに沿線の生産年齢人口は減少を続け、同年との比較では令和２年には約２３％減少しているほか、沿線企業の撤退や道路整備の進展等もあり、厳しい経営環境におかれている。

このような状況を受け、申請者の年間輸送人員は昭和５８年度をピークに長期的な減少傾向にある中、インバウンド客を初めとする関西国際空港発着の観光需要の取り込みも行ってきたが、令和２年当初からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出等により、外出自粛や通勤客のテレワークへの移行といった行動様式の変容や同空港の利用者数の激減等がみられ、令和３年度には年間輸送人員は１．８億人と昭和５８年度の３．２億人に比較して４割以上の減少となった。

これらの影響を受け、令和元年度には１０５．０％であった収支率は、令和３年度には８２．９％に下落するなど、収益の悪化が著しい。これまでも申請者は駅係員の配置見直しやワンマン運転化等による人件費削減等の経営合理化を進めてきたところであるが、今後についても、同空港の利用者数の回復が見込まれる点を除けば、申請者を取り巻く上記の経営環境は継続することも考えられる。

このため、今後の安全や社会的要請に応える計画的な投資に限界があるとして、旅客運賃の上限変更認可を申請したものである。

２．国土交通大臣は、鉄道運送事業者からの旅客運賃の上限の変更の認可にあたっては、鉄道事業法第１６条第２項に基づき、当該旅客運賃

の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを確認の上、鉄道事業法第１６条第１項の認可をするものとされている。

３．当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行い、申請者から意見聴取を行ったほか、現地視察を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件については当審議会の職権による公聴会の開催を決定したものの、一般公述の申出がなかったことから、開催の取消を行っている。

平年度（原価計算期間）である令和６年度から令和８年度までの３年間の収入算定の基礎となる現行運賃を維持した場合の総収入は合計１５５，１８８百万円、適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は１７９，２３９百万円と推定されるので、差引き２４，０５２百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

これに対して、旅客運賃の上限を主文のとおり改定した場合、総収入は１６８，１９４百万円、適正な総括原価は１７９，２３９百万円と推定されるので、差引き１１，０４５百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

４．申請者は、令和２年当初からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた需要見通しについて、関西国際空港利用者数の回復を受け、それに関連する需要の回復が期待される一方、利用者の行動様式の変容により、コロナ禍前の需要への回復は見通せないとしている。この点については、申請者が外部委託により実施した需要予測に加え、公益財団法人日本生産性本部等が実施した意識調査等も考慮したものであり、かつ所管局が別途実施した外部委託調査結果の想定範囲内にあることを勘案すると、合理性が認められる。

また、中長期的には沿線利用者の減少が見込まれるとする点についても、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計等を踏まえたも

のであることを考慮すると、同様に合理性が認められる。

これらを踏まえ、安全や社会的要請に応える設備投資の継続を前提とする原価を推定した結果、本件申請に係る旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるので、本件申請は上記２．の認可基準に適合するものと認められる。

したがって、鉄道事業法第１６条第１項に基づき、国土交通大臣が本件申請を認可することは適当であると認める。

要望事項

新型コロナウイルス感染症の影響は先行き不透明な状況が続いており、南海電気鉄道株式会社の鉄道事業における需要見通しは一定の合理性が認められるものの、インバウンド客を初めとする関西国際空港の利用状況等により、想定された旅客輸送量と実績が乖離する可能性がある。このため、国土交通大臣は、本件申請の認可にあたり、鉄道事業法第５４条第１項及び第２項の趣旨に基づき、期限に係る条件を付すことを検討されたい。

また、付された期限までの間の南海電気鉄道株式会社の経営実績について、実績が想定された収支率となっているかの検証結果及び計画された設備投資への取組状況について、毎年、書面で提出されたい。

別紙

すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。

１　鉄道の普通旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

南海線（南海本線、高師浜線、空港線、多奈川線、加太線及び和歌山港線をいう。以下同じ。）及び高野線

３キロメートルまで１８０円、３キロメートルを超え７キロメートルまで２４０円、７キロメートルを超え１１キロメートルまで２９０円、１１キロメートルを超え１５キロメートルまで３７０円、１５キロメートルを超え１９キロメートルまで４２０円、１９キロメートルを超え２３キロメートルまで４９０円、２３キロメートルを超え２７キロメートルまで５４０円、２７キロメートルを超え３１キロメートルまで６１０円、３１キロメートルを超え３９キロメートルまでの部分４キロメートルまでを増すごとに４０円加算、３９キロメートルを超え４９キロメートルまでの部分５キロメートルまでを増すごとに５０円加算、４９キロメートルを超え５４キロメートルまで８５０円、５４キロメートルを超え５９キロメートルまで８８０円、５９キロメートルを超え６４キロメートルまで９３０円、６４キロメートルを超え７４キロメートルまでの部分５キロメートルまでを増すごとに４０円加算、７４キロメートルを超え８０キロメートルまで１，０６０円、８０キロメートルを超え８６キロメートルまで１，０９０円、８６キロメートルを超え９８キロメートルまでの部分６キロメートルまでを増すごとに５０円加算、９８キロメートルを超え１０４キロメートルまで１，２３０円、１０４キロメートルを超え１１０キロメートルまで１，２８０円、１１０キロメートルを超え１２８キロメートルまでの部分６キロメートルまでを増すごとに４０円加算

２　鉄道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

通勤定期旅客運賃（１か月）

南海線及び高野線
１キロメートルまで５，１００円、１キロメートルを超え４キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに８８０円加算、４キロメートルを超え７キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに７７０円加算、７キロメートルを超え１１キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに６６０円加算、１１キロメートルを超え１９キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに６３０円加算、１９キロメートルを超え２３キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに５２０円加算、２３キロメートルを超え２７キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに４６０円加算、２７キロメートルを超え３１キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに３８０円加算、３１キロメートルを超え３４キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに３２０円加算、３４キロメートルを超え３８キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに２５０円加算、３８キロメートルを超え４４キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに１６０円加算、４４キロメートルを超え７０キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに１１０円加算、７０キロメートルを超え７５キロメートルまで２９，０６０円、７５キロメートルを超え１００キロメートルまでの部分５キロメートルまでを増すごとに１００円加算

通学定期旅客運賃（１か月）
南海線及び高野線
１キロメートルまで１，５５０円、１キロメートルを超え３キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに４５０円加算、３キロメートルを超え５キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに４２０円加算、５キロメートルを超え７キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに３５０円加算、７キロメートルを超え１１キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに２６０円加算、１１キロメートルを超え１４キロメー

トルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに１６０円加算、１４キロメートルを超え１７キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに１３０円加算、１７キロメートルを超え１９キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに５０円加算、１９キロメートルを超え２６キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに３０円加算、２６キロメートルを超え４３キロメートルまでの部分１キロメートルまでを増すごとに２０円加算、４３キロメートルを超え６５キロメートルまでの部分２キロメートルまでを増すごとに２０円加算、６５キロメートルを超え７５キロメートルまでの部分５キロメートルまでを増すごとに２０円加算、７５キロメートルを超え１００キロメートルまでの部分５キロメートルまでを増すごとに１０円加算